

## 母子保健事業における医療的ケア児の把握等について

### 1 背景

- ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成 28 年 6 月 3 日通知）

「医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、必要に応じ関係課室等に情報提供を行うとともに、情報の共有に努めること。」

（参考）児童福祉法 第 56 条の 6 第 2 項の新設（平成 28 年 6 月 3 日公布）

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児そのほかの日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 2 把握の状況

- (1) 把握件数（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月） ※重複あり

事業名	育児支援ネットワーク	乳幼児健診未受診	小児慢性特定疾病等	その他	計(件)
件数	31	5	362	102	500

- (2) 実人数 284 人

人工呼吸器・在宅酸素・気管切開・吸引・経管栄養・導尿・その他として把握  
※その他を除いた人数 192 人

### 3 把握後の支援内容

- (1) 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業

医療機関からの育児支援連絡票により状況を把握した際には、各区保健センターの保健師が家庭訪問等を行い必要な支援を行う。家庭訪問の状況については医療機関に報告を行い、医療機関と連携しながらの支援を継続している。

- (2) 小児慢性特定疾病児童等療育相談支援事業

小児慢性特定疾病等長期にわたり療養を必要とする児童やその家族に対して、申請等の際に療育相談支援を行い、状況に応じて家庭訪問等による支援につなげている。